

一建災防方式 健康 KY と無記名ストレスチェックを取り入れた一

<新旧対照表> 新版改訂初版 令和 6 年 1 月 9 日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※様式の記入例の日付けについては、年は削除又は○としました。

※誤字・脱字及び奥付等の軽微な修正は割愛します。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）(No.135942)	新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）
【用語の統一】	
元方事業者（安衛法上の表記を除く）	元請
関係請負人（安衛法上の表記を除く）/専門工事業者/下請事業者/下請業者/下請/再下請業者/協力業者	協力会社
作業現場/建設現場/現場/建設作業所	作業所
作業現場所長/現場所長（元請の所長の意味）	作業所長
元請職員/元請の職員	元請社員
ヒヤリ・ハット	ヒヤリハット

各様式

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
2	下から 2 行目	3 泊 4 日（33 時間 25 分） （右記下線部を追加）	2	下から 2 行目	3 泊 4 日又は 4 泊 5 日（33 時間 25 分）
3	標準モ デル （例）	（赤枠を修正）	3	標準モ デル （例）	
第一 日 目	8：45	開講・オリエンテーション	8：45	開講・オリエンテーション	
	9：00	職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって 1. 職長・安全衛生責任者教育の目的 2. 「職長・安全衛生責任者教育」のカリキュラム	9：00	職長・安全衛生責任者教育を始めるにあたって 1. 職長・安全衛生責任者教育の目的 2. 「職長・安全衛生責任者教育」のカリキュラム	20 20
	9：20	建設業の労働災害の現状 第1章 職長・安全衛生責任者の役割 第1節 統括安全衛生管理体制と職長・安全衛生責任者の職務 第2節 事業者が行う安全衛生管理	9：20	建設業の労働災害の現状 第1章 職長・安全衛生責任者の役割 第1節 統括安全衛生管理体制と職長・安全衛生責任者の職務 第2節 事業者が行う安全衛生管理	60 10 30 20
	10分	休 憩	10分	休 憩	
	10：30	第2章 作業員に対する指導及び教育の方法 第1節 指導及び教育の基本原則及び効果的な進め方 第2節 新規入場者教育	10：30	第2章 作業員に対する指導及び教育の方法 第1節 指導及び教育の基本原則及び効果的な進め方 第2節 新規入場者教育	60 40 20 20
	11：30	第3章 危険性又は有害性の調査等と低減措置等 第1節 建設業のリスクアセスメント	11：30	第3章 危険性又は有害性の調査等と低減措置等 第1節 建設業のリスクアセスメント	360 30
	12：00	昼 食	12：00	昼 食	
	12：40	第2節 建設業のリスクアセスメントの実施	12：40	第2節 建設業のリスクアセスメントの実施	90
	14：10	第3節 建設業労働安全衛生マネジメントシステム <u>「コスモス」</u>	14：10	第3節 建設業労働安全衛生マネジメントシステム <u>「コスモス、(COHSMS)」</u>	
	10分	休 憩	10分	休 憩	
	14：20	第4節 作業手順書の作成とリスクアセスメント	14：20	第4節 作業手順書の作成とリスクアセスメント	180
	17：00		17：00		
①-1	上から 7 行目	しかしながら、建設工事では、元方事業者（元請）の一つの作業所（現場）において、複数の下請事業者の労働者が「混在」して作業を行うことになり、この「混在作業」から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を「統括管理」という。 （下線部を修正）	①-1	上から 7 行目	しかしながら、建設工事では、元方事業者（以下、本書では安衛法上の記述を除き「元請」という。）の一つの作業所（現場）（以下、本書では「作業所」という。）において、複数の関係請負人（以下、本書では安衛法上の記述を除き、「協力会社」という。）の労働者が「混在」して作業を行うことになり、この「混在作業」から生ずる労働災害を防止するための安全衛生管理を「統括管理」という。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
①-1	上から 15 行 目	この混在する作業所を「統括管理」するために元請事業者が「統括安全衛生責任者」を選任した場合、関係請負人は安全衛生責任者を選任し、省令※²で定める職務を遂行させることとなっている。 また、小規模現場では、法令上、統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者等の選任の義務はないが、小規模現場においても、「統括管理」は行わなければならない。この場合、関係請負人は、安全衛生責任者に準じた安全衛生を担当する者を配置することとなる。 (下線部を修正)	①-1	上から 17 行 目	この混在する作業所を「統括管理」するために元請（建設業の場合は「特定元方事業者」という。）が「統括安全衛生責任者」を選任した場合、協力会社は安全衛生責任者を選任し、省令※²で定める職務を遂行させることとなっている。 また、小規模作業所では、法令上、統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者等の選任の義務はないが、小規模作業所においても、「統括管理」は行わなければならない。この場合も多く、この作業所では、統括安全衛生責任者等を選任する必要がある規模の作業所と同様に、安全衛生責任者を配置している。
①-2	作業所の 安全 衛生管 理体制	(赤枠を修正)	①-2	作業所の 安全 衛生管 理体制	作業所の安全衛生管理体制 ※50人以上の作業所の例
①-3	上から 7 行目	重層下請関係が多いため、 (下線部を修正)	①-3	上から 7 行目	重層協力会社が多いため
①-5	下から 2 行目	果たすことを法で定めている。 (上記下線部を削除)	①-5	下から 2 行目	果たすことを定めている。
①-9	下から 2 行目	(右頁の全建統一様式 (改訂 4 版) 参考 様式第 3 号「平成 27 年度 (27 年 4 月～ 28 年 3 月) 安全衛生計画書」の記載例を参照) (下線部を修正)	①-9	下から 1 行目	(右頁の全建統一様式参考様式第 3 号 「安全衛生計画書」の記載例を参照)
①-11	上から 17 行 目	⑧ 自社で過去に発生した災害とその発生 要因 (右記下線部を追加)	①-11	上から 17 行 目	⑧ 自社で過去に発生した災害とその発生 要因と対策
①-11	下から 2 行目	(右頁の全建統一様式 (改訂 4 版) 全建 統一様式第 6 号「工事安全衛生計画書」の 記載例を参照) (上記下線部を削除)	①-11	下から 1 行目	(右頁の全建統一様式全建統一様式第 6 号「工事安全衛生計画書」の記載例を参 照)

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）

頁	箇所	内 容
①－20		(赤枠を修正)

一般健康診断（主なもの）

名 称	対 象 者	実 施 時 期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇い入れをする時
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内に1回定期 (有害業務の場合には年2回)

特殊健康診断の種類（主なもの）

名 称	対 象 者	実 施 時 期
じん肺健康診断	粉じんを発生する場所における業務（粉じん作業）に常時従事する労働者	就業の際、3年以内ごとに定期に1回、じん肺の程度に応じ1年又は3年以内に定期に1回
高気圧業務健康診断	高気圧室又は潜水業務に常時従事する労働者	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回
有機溶剤業務健康診断	屋内、タンク、坑内その他の場所における有機溶剤業務に常時従事する労働者	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回
特定化学物質健康診断	①特定化学物質を取り扱う業務に常時従事する労働者 ②溶接ヒュームを取り扱う業務に常時従事する労働者	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回
騒音健康診断	削岩機、コンクリートブレーカ、坑内での機械による掘削、積込み作業等で騒音が発生する場所における業務に常時従事する労働者	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回
振動健康診断	振動工具を取り扱う業務に常時従事する労働者	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回
石綿健康診断	石綿を含む建築物の解体又は改修に常時従事する労働者 {※石綿障害予防規則に定められた特定の作業に常時従事させたことのある労働者で、現に使用している者も含む（実施時期：6ヶ月以内ごとに定期に1回）}	雇い入れの際、当該作業に配置換えの際、及び6ヶ月以内ごとに定期に1回

新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）

頁	箇所	内 容
①－21		

一般健康診断【安衛則44条】

名 称	対 象 者	実 施 時 期		
		雇入時	配置替時	期間
雇入れ時健康診断	常時使用する労働者	○		
定期健康診断	常時使用する労働者			1年以内に1回定期

特定業務従事者の健康診断【安衛則45条】（主なもの）

名 称	対 象 者	実 施 時 期		
		雇入時	配置替時	期間
騒音健康診断	削岩機、コンクリートブレーカ、坑内での機械による掘削、積込み作業等で騒音が発生する場所における業務に常時従事する労働者	○	○	6ヶ月以内
振動健康診断	振動工具を取り扱う業務に常時従事する労働者	○	○	6ヶ月以内

※この他、有害業務には、重量物取扱い、坑内業務、深夜業等がある。（定期健康診断と同じ健康診断項目を年2回）

就業時、定期、離職時の健康診断【じん肺法7、8、9条】

名 称	対 象 者	実 施 時 期		
		雇入時	配置替時	期間
じん肺健康診断	粉じんを発生する場所における業務（粉じん作業）に常時従事する労働者	○	○	じん肺管理区分による

特殊健康診断【安衛法66条第2項、第3項】（主なもの）

名 称	対 象 者	実 施 時 期		
		雇入時	配置替時	期間
有機溶剤業務健康診断【有機則 29、31 条】	屋内、タンク、坑内その他の場所における有機溶剤業務に常時従事する労働者	○	○	6ヶ月以内
四アルキル鉛を取り扱う業務【四鉛則 22 条】	四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者	○	○	3ヶ月以内
特定化学物質を取り扱う業務【特化則 39 条】	特定化学物質を取り扱う業務、溶接ヒュームを取り扱う業務に常時従事する労働者	○	○	特化則別表第3区分
高気圧業務健康診断【高圧則 38 条】	高気圧室又は潜水業務に常時従事する労働者	○	○	6ヶ月以内
石綿を取り扱う業務【石綿則 40 条】	石綿を含む建築物の解体又は改修に常時従事する労働者及び周辺業務に常時従事する労働者	○	○	6ヶ月以内

※法令で定められた有害とされる業務に従事する労働者、また、特定の物質を取り扱う労働者を対象とした健康診断
この他、放射線業務、除染業務、鉛業務がある。

②－2

下から4行目

五感全体の 7 割程度、

②－3

上から13行目

一回に一つの事を教えていくと、理解や習得が容易になり、また、的確に教えることができる。

②－3

下から8行目

なぜ、それが急所なのか、その理由（わけ）を良く 飲み込ませないとすぐ忘れてしまう。

②－2

下から4行目

五感全体の 8 割程度、

②－3

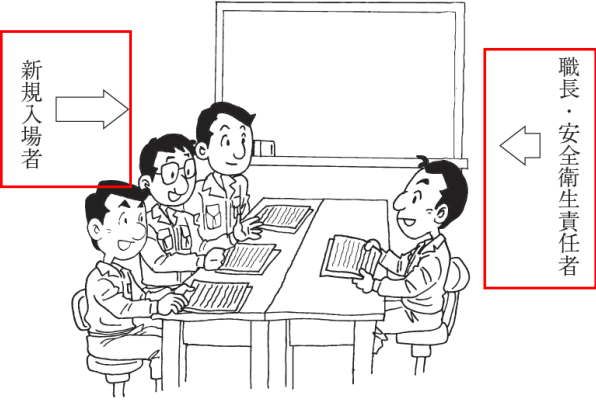
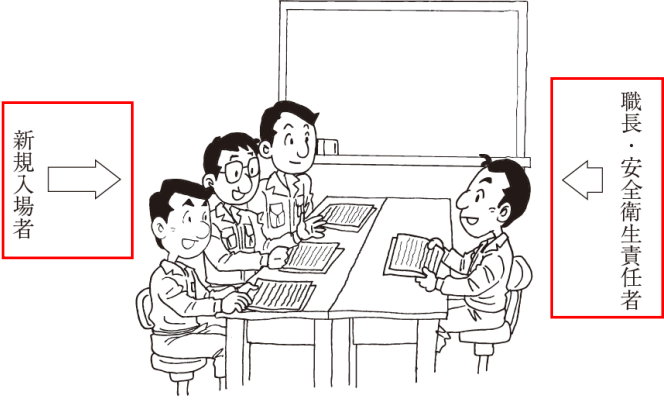
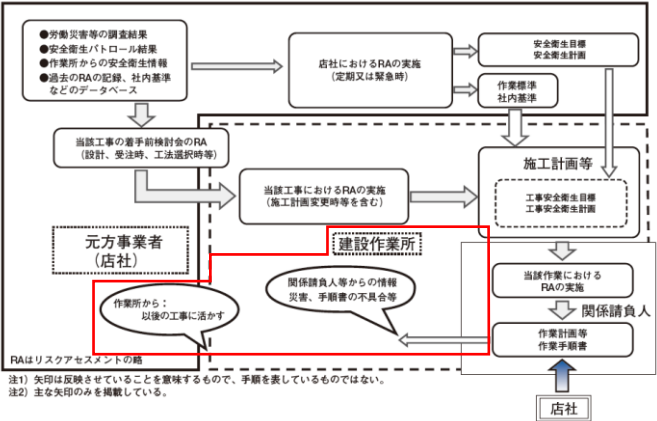
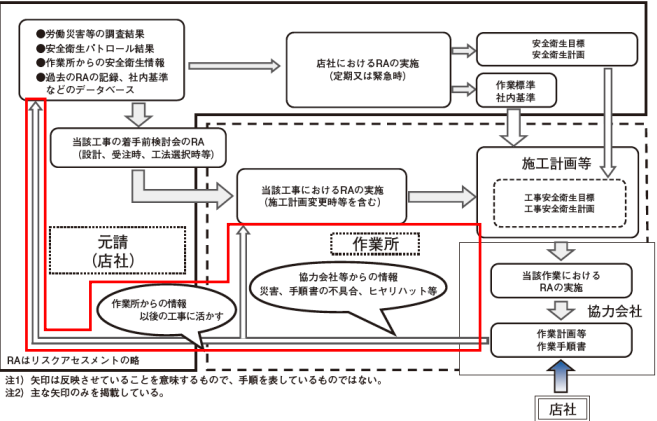
上から13行目

一回に一つずつの事を教えていくと、理解や習得が容易になり、また、的確に教えることができる。

②－3

下から8行目

なぜ、それが急所なのか、その理由（わけ）を良く 理解させないとすぐ忘れてしまう。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
②-8	作業所における新規入場者教育	（矢印の位置を修正）	②-8	作業所における新規入場者教育	
					
③-1	上から 6 行目の次行	（右記、下線部を追加）	③-1	上から 7 行目	（右頁の「危険性又は有害性等調査等の目的」を参照）
③-1	最終行の次行	（右記、下線部を追加）	③-1	最終行	（右頁の「店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図」及び「店社及び作業所で行うリスクアセスメント」を参照）
③-2	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	（赤枠を修正）	③-2	店社及び作業所のリスクアセスメントの体系図	
					

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）					新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）										
頁	箇所	内 容			頁	箇所	内 容								
③-6	建設業 のリス クアセ スメン ト5つ のステ ップ	（赤枠を修正）			③-6	建設業 のリス クアセ スメン ト5つ のステ ップ									
ステップ2 リスクの見積り	・危険性又は有害性により発生する <u>恐れ</u> のある負傷又は疾病の「重篤度」と災害の発生の「可能性の度合」で <u>見積る</u>			○	○	ステップ2 リスクの見積り	・危険性又は有害性により発生する <u>おそれ</u> のある負傷又は疾病の「重篤度」と災害の発生の「可能性の度合」で <u>見積もる</u>			○	○				
	・店社が定期的に行う調査等であっても重篤度と可能性等の尺度は可能な限り区分し数値化する			○	○		・店社が定期的に行う調査等であっても重篤度と可能性等の尺度は可能な限り区分し数値化する			○	○				
③-9	【参考】	（赤枠を削除）			③-9	【参考】									
【参考】 負傷又は疾病の「重篤度」とその「可能性の度合」を「ほとんど起こらない」「かなり起こる」などのような言葉や「○△×」のような記号等で表現して、リスクが割当てられた表を使用してリスクを見積る方法の使用については、本書では表現しておりませんので、各企業にとって相応しい方法で行ってください。 なお、建災防では、協力会社は3段階、元請は4段階で、加算法により表示を行うこととしています。					【参考】 負傷又は疾病の「重篤度」とその「可能性の度合」を「ほとんど起こらない」「かなり起こる」などのような言葉や「○△×」のような記号等で表現して、リスクが割当てられた表を使用してリスクを見積る方法の使用については、本書では表現しておりませんので、各企業にとって相応しい方法で行ってください。										
③-11	上から 2行目	有害性を見 <u>積る</u> 。			③-11	上から 2行目	有害性を見 <u>積もる</u> 。								
③-11	下から 8行目	方式 <u>です</u> 。			③-11	下から 8行目	方式 <u>である</u> 。								
③-11	下から 4行目	6点と <u>見積る</u> 。			③-11	下から 4行目	6点と <u>見積もる</u> 。								
③-13	下から 8行目 の次行	（右記、下線部を追加）			③-13	下から 8行目	（右頁の「RAの結果を作業打合せ書に反映した例」を参照）								
③-14	RAの 結果を 作業打 合せ書 に反映 した例	（赤枠を修正）			③-14	RAの 結果を 作業打 合せ書 に反映 した例									
リスクアセスメント作業手順書の内容を確認して記入の事(判定が<3>[5]>⇒最優先の対策実施 判定が<3>⇒優先的対策実施のこと)					リスクアセスメント作業手順書の内容を確認して記入の事(判定が<3>[4]>⇒最優先の対策実施 判定が<3>⇒優先的対策実施のこと)										
実施したリスクアセスメント	予定作業に対して こんな危険がある（「～するとき、～になる」と記載する）			重篤度	可能性	評価の 割合	評価の 割合	危険に対してこのようにする（リスク低減措置）			重篤度	可能性	評価の 割合	評価の 割合	実施の 確認
	①	荷揚げ作業中、床の端から墜落する	3	3	6	5	手すりの先行設置を確認する	2	1	3	2	✓			
	②	移動時に開口部から墜落する	3	1	4	3	開口部周りでは背を向けて作業しない	3	1	4	3	✓			
	③	運搬時に転落する	3	2	5	4	長尺物は2人1組で運搬する	2	1	3	2	✓			
	④														
リスクの見積り経過を示すことにより、リスク低減措置の効果を実行を行う者に伝えることができる。					リスクの見積り経過を示すことにより、リスク低減措置の効果を実行を行う者に伝えることができる。										

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）																																																																																																																																																																										
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																																																																																																								
③-16	コスモスガイドラインの基本的事項	(赤枠を修正)	③-16	コスモスガイドラインの基本的事項																																																																																																																																																																									
基本要素 5.2.2 労働者等の意見の反映 5.2.3 システム体制の周知 5.2.4 協力会社の安全衛生管理能力等の評価 5.2.5 明文化 5.2.6 記録			基本要素 5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に関係する店の労働者の意見の反映 5.2.3 システム体制の周知等 5.2.4 協力会社の安全衛生管理能力等の評価 5.2.5 明文化 5.2.6 記録																																																																																																																																																																										
③-21	第 4 段階	(赤枠を修正)	③-21	第 4 段階																																																																																																																																																																									
第4段階（リスクアセスメントをする）…⑥リスクを洗い出す。⑦リスクの見積り・評価。 ⑧低減対策を立てる。⑨実施者（責任者）を決める。			第4段階（リスクアセスメントをする）…⑥リスクを洗い出す。⑦リスクの見積り・評価。 ⑧低減対策を立てる。⑨実施者（責任者）を決める。																																																																																																																																																																										
<table><tr><th colspan="2">作業区分</th><th colspan="2">作業の手順 (主なステップ)</th><th colspan="2">作業の危険 (安全・有害・やりやす)</th><th colspan="2">危険性・有害性の 除去と低減対策</th><th>リスク の 等級 性</th><th>リスク の 等級 性</th><th>危険性・有害性の 除去と低減対策</th><th>実施者 (責任者)</th></tr><tr><td rowspan="7">作業区分 A 作業</td><td>1</td><td>作業場所等の確認</td><td>1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理</td><td>1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理</td><td>・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員</td></tr><tr><td>2</td><td>作業場所の周辺状況を確認する</td><td>1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況</td><td>・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>3</td><td>手帳・記録等を点検する</td><td>1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>4</td><td>安全設備・立入禁止区域を確認する</td><td>1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認</td><td>・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>5</td><td>手帳を確認する</td><td>1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認</td><td>・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>6</td><td>ランニング開始を確認する</td><td>1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認</td><td>・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>7</td><td>作業終了を確認する</td><td>1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr></table>			作業区分		作業の手順 (主なステップ)		作業の危険 (安全・有害・やりやす)		危険性・有害性の 除去と低減対策		リスク の 等級 性	リスク の 等級 性	危険性・有害性の 除去と低減対策	実施者 (責任者)	作業区分 A 作業	1	作業場所等の確認	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員	2	作業場所の周辺状況を確認する	1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況	・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	3	手帳・記録等を点検する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	4	安全設備・立入禁止区域を確認する	1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認	・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	5	手帳を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	6	ランニング開始を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	7	作業終了を確認する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	<table><tr><th colspan="2">作業区分</th><th colspan="2">作業の手順 (主なステップ)</th><th colspan="2">作業の危険 (安全・有害・やりやす)</th><th colspan="2">危険性・有害性の 除去と低減対策</th><th>リスク の 等級 性</th><th>リスク の 等級 性</th><th>危険性・有害性の 除去と低減対策</th><th>実施者 (責任者)</th></tr><tr><td rowspan="7">作業区分 A 作業</td><td>1</td><td>作業場所等の確認</td><td>1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理</td><td>1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理</td><td>・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員</td></tr><tr><td>2</td><td>作業場所の周辺状況を確認する</td><td>1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況</td><td>・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>3</td><td>手帳・記録等を点検する</td><td>1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>4</td><td>安全設備・立入禁止区域を確認する</td><td>1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認</td><td>・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>5</td><td>手帳を確認する</td><td>1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認</td><td>・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>6</td><td>ランニング開始を確認する</td><td>1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認</td><td>・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr><tr><td>7</td><td>作業終了を確認する</td><td>1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>危険性・有害性の除去と低減対策</td><td>職員 作業員</td></tr></table>			作業区分		作業の手順 (主なステップ)		作業の危険 (安全・有害・やりやす)		危険性・有害性の 除去と低減対策		リスク の 等級 性	リスク の 等級 性	危険性・有害性の 除去と低減対策	実施者 (責任者)	作業区分 A 作業	1	作業場所等の確認	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員	2	作業場所の周辺状況を確認する	1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況	・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	3	手帳・記録等を点検する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	4	安全設備・立入禁止区域を確認する	1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認	・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	5	手帳を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	6	ランニング開始を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員	7	作業終了を確認する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員
作業区分		作業の手順 (主なステップ)		作業の危険 (安全・有害・やりやす)		危険性・有害性の 除去と低減対策		リスク の 等級 性	リスク の 等級 性	危険性・有害性の 除去と低減対策	実施者 (責任者)																																																																																																																																																																		
作業区分 A 作業	1	作業場所等の確認	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員																																																																																																																																																																		
	2	作業場所の周辺状況を確認する	1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況	・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	3	手帳・記録等を点検する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	4	安全設備・立入禁止区域を確認する	1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認	・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	5	手帳を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	6	ランニング開始を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	7	作業終了を確認する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
作業区分		作業の手順 (主なステップ)		作業の危険 (安全・有害・やりやす)		危険性・有害性の 除去と低減対策		リスク の 等級 性	リスク の 等級 性	危険性・有害性の 除去と低減対策	実施者 (責任者)																																																																																																																																																																		
作業区分 A 作業	1	作業場所等の確認	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	1. 作業場所等の確認 2. 作業範囲の確認 3. 作業範囲の整理	・作業範囲外への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止 ・作業範囲内への侵入防止	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員																																																																																																																																																																		
	2	作業場所の周辺状況を確認する	1. 周辺の危険 2. 周辺の状況 3. 周辺の状況	・周辺の危険 ・周辺の状況 ・周辺の状況	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	3	手帳・記録等を点検する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	4	安全設備・立入禁止区域を確認する	1. 周辺の作業範囲を 2. 安全設備の確認 3. 立入禁止区域の確認	・周辺の作業範囲を ・安全設備の確認 ・立入禁止区域の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	5	手帳を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	2	3	5	4	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	6	ランニング開始を確認する	1. 手帳の確認 2. 手帳の確認 3. 手帳の確認	・手帳の確認 ・手帳の確認 ・手帳の確認	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
	7	作業終了を確認する	1. 作業項目点検表(チェックリスト)で 2. 作業安全確認(カメラ、センサー等)の	・作業項目点検表(チェックリスト)で ・作業安全確認(カメラ、センサー等)の	1	3	4	3	危険性・有害性の除去と低減対策	職員 作業員																																																																																																																																																																			
③-22	4 段階法による作業手順書の作り方	(右記赤枠を追加)	③-22	4 段階法による作業手順書の作り方																																																																																																																																																																									
リスクアセスメントをする ⑥ 危険性又は有害性の特定 ⑦ 危険性又は有害性を見積り評価して、優先度を決定する ⑧ リスク低減措置内容を検討し対策を立てる ⑨ 実施者（責任者）を決める			リスクアセスメントをする ⑥ 危険性又は有害性の特定 ⑦ 危険性又は有害性を見積り評価して、優先度（リスクレベル）を決定する ⑧ リスク低減措置内容を検討し対策を立てる ⑨ 実施者（責任者）を決める																																																																																																																																																																										

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
③-31	上から 3 行目	作業員の適正配置とは、施工工程において「安全に、適正な工期、適正な価格、でき栄えよく」作り上げるため、作業内容に適合する作業員を配置することである。 これまで、建設業における適正配置といえは、「法定資格の有無」を最優先に検討したが、本来の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業員を配置し、安全で早く、安く、でき栄えよく作業をすることである。	③-31	上から 3 行目	これまで、建設業における適正配置といえは、「法定資格の有無」を最優先に検討したが、本来の作業員の適正配置とは、作業内容に適合する知識・技能・態度等を有する作業員を配置し、「安全に、適正な工期、適正な価格、でき栄えよく」作り上げるために、作業内容に適合する作業員を配置することである。
③-31	下から 7 行目	そこで、建設作業員の雇用にあたっては、	③-31	下から 7 行目	そこで、作業員の雇用にあたっては、
③-35	下から 9 行目	現場施工で使用する機械・設備等のリスクアセスメントを実施した結果、	③-35	下から 9 行目	作業所で使用する機械・設備等のリスクアセスメントを実施した結果、
③-39	下から 12 行目	ステップ 2-③ リスクを見積り優先度を決定する。	③-39	下から 12 行目	ステップ 2-③ リスクを見積もり、優先度を決定する。
③-39	下から 11 行目	機械・設備等による、労働災害の「重篤度」と「可能性の度合」でリスクを見積り、優先度を決定する。	③-39	下から 11 行目	機械・設備等による、労働災害の「重篤度」と「可能性の度合」でリスクを見積もり、優先度を決定する。
③-40	機械・設備等のリスクアセスメント(例)	(赤枠を修正) 1. 使用する機械・設備を明確にする ●移動式クレーン、掘削機械、使用工具 ●外部足場、可搬式足場	③-40	機械・設備等のリスクアセスメント(例)	1. 使用する機械・設備を明確にする ●移動式クレーン、掘削機械、使用工具 ●外部足場、可搬式作業台
③-40	機械・設備等のリスクアセスメント(例)	(赤枠を修正) 3. リスクを見積り、優先度を決定する ●機械・設備によるケガの重篤度 ●被災の可能性の度合でリスクを見積る ●見積り結果から優先度を決定する	③-40	機械・設備等のリスクアセスメント(例)	3. リスクを見積り、優先度を決定する ●機械・設備によるケガの重篤度 ●被災の可能性の度合でリスクを見積もる ●見積り結果から優先度を決定する
③-42	4 段階法による作業方法の改善の進め方	(赤枠を修正)	③-42	4 段階法による作業方法の改善の進め方	
第一段階	現状を理解する	① より安全に作業をするには ② より正確に作業をするには ③ 最適な工期で作業を進めるには ④ (ムリ)、(ムラ)、(ムダ)のない作業を進めるには	第一段階	現状を理解する	① より安全に作業をするには ② より正確に作業をするには ③ 最適な工期で作業を進めるには ④ (ムリ)・(ムラ)・(ムダ)のない作業を進めるには
	作業を分解する	まとめり作業を分解し、単位作業で検討する ●まとめり作業 単位作業 主なステップ		作業を分解する	まとめり作業を分解し、単位作業で検討する ●まとめり作業 単位作業 主なステップ
	危険性又は有害性を特定する	① 作業方法・機械・設備を絞り込む ② (ムリ)・(ムラ)・(ムダ)な作業動作を決める ③ 問題点を絞り込む		危険性又は有害性を特定する	① 作業方法・機械・設備を絞り込む ② (ムリ)・(ムラ)・(ムダ)な作業動作を決める ③ 問題点を絞り込む

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
③－42	4 段階 法による作業 方法の改善の 進め方	（赤枠を修正） 第二段階 リスクを見直し 低減措置内容を 検討する 検討結果から、新しい作業方法を組み立てる ① 何のために……………目的 ② いつ……………いつ又はいつまでに ③ どこで……………どこで、どの場所で ④ 誰が……………誰が、誰と、誰に ⑤ なにを……………改善する事項を ⑥ どのように……………改善の方法を	③－42	4 段階 法による作業 方法の改善の 進め方	（赤枠を修正） 第二段階 リスクを見直し 低減措置内容を 検討する 検討結果から、新しい作業方法を組み立てる ① 何のために……………目的 ② いつ……………いつ又はいつまでに ③ どこで……………どこで、どの場所で ④ 誰が……………誰が、誰と、誰に ⑤ なにを……………改善する事項を ⑥ どのように……………改善の方法を
④－2	毎日、 毎週、 毎月の 「安全 施工サイ クル」(基 本形)	（赤枠及び赤線を修正）	④－2	毎日、 毎週、 毎月の 「安全 施工サイ クル」(基 本形)	
④－3	上から 11 行目	② 作業指示及び安全ミーティング（作業 員の適正配置） （右記、下線部を追加）	④－3	上から 11 行目	② 健康KY、作業指示及び安全ミー ティング（作業員の適正配置）
④－3	下から 9 行目	持ち場の後片づけ（整理・整頓・清掃・清 潔（4 S）の徹底） （下線部を修正）	④－3	下から 9 行目	持ち場の後片付け（整理・整頓・清掃・清 潔（4 S）の徹底）

新 版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新 版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－4	毎日の安全施工サイクルの主な実施事項（例）	（赤枠を修正）	④－4	毎日の安全施工サイクルの主な実施事項（例）	
安全施工サイクルの主な実施事項（例） ※ 1 健康KY：KY活動において、睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長から各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する仕組みである。 ※ 2 無記名ストレスチェック：安全朝礼、現場に從事する元請社員、作業員全員が集合する場で一斉に実施し、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための取組で工期内に複数回実施する。			毎日の安全施工サイクルの主な実施事項（例） ※ 1 無記名ストレスチェック（工期内に複数回継続的に実施）5～10分でできます ※ 2 健康KY（毎日実施）2～3分でできます 建災防では、労働安全衛生法第66条の10に基づく事業場における心理的な負担の程度を把握するための調査等に加え、職場環境改善のため、作業所で行うメンタルヘルス対策に取り組んでおり、その具体的な方法として「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を推進している。 以下本書では、「建災防方式」を省略し、「健康KYと無記名ストレスチェック」、「健康KY」又は「無記名ストレスチェック」という。 ※ 1 無記名ストレスチェック 安全朝礼、安全大会等の作業所に従事する元請社員、作業員全員が集合する場で一斉に実施し、その分析結果を踏まえて、より働きやすい職場環境を実現するための仕組みで、工期内に複数回実施する。 ※ 2 健康KY 安全ミーティングにおいて、睡眠、食欲、体調に関する3つの問いかけを職長・安全衛生責任者が各作業員に毎日繰り返し行い、日々の体調の変化を把握する取り組みである。		
④－7	上から3行目	① 自分の時間から作業にとりかかる <u>前</u> の切り替えの心がまえをつくる。	④－7	上から3行目	① 自分の時間から作業にとりかかる心がまえをつくる。
④－7	下から2行目の次行	（⑧を追加）	④－7	下から3行目	⑧ より働きやすい職場環境へ改善するための一つの手法として、無記名ストレスチェックを工期内に複数回、当日作業所に従事する元請社員、作業員等全員に実施する。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－8	安全朝 礼実施 概略フ ロー図 (例)	(赤枠を修正)	④－8	安全朝 礼実施 概略フ ロー図 (例)	
安全朝礼 <pre> graph TD A[集合] --> B[整列] B --> C[点呼
出欠確認] C --> D[体操] D --> E[作業所長の挨拶
元方安全衛生管理者、元請の安全担当者、下請の職長・安全衛生責任者が行うこともある。] E --> F[前日の反省
点検結果と対策の指示] F --> G[当日の作業の指示、説明
黒板、掲示板などを利用する。
①各職の作業調整 → 当日の主な作業内容
②危険有害作業の周知 → 特に危険有害な作業と場所
③安全衛生に関する指示 → 不安全行動などの排除
④関係災害事例の説明
⑤各種行事予定] G --> H[新規入場グループ、職種、新規入場者などの紹介] H --> I[対面点検
服装等の点検 指差し呼称による] I --> J[安全シュプレヒコール
「今日も安全で頑張ろう！」など] J --> K[解散
要点を安全当番、職長・安全衛生責任者等が日誌に記録する。] K --> L[各班に分かれて安全ミーティング及び危険予知活動
KYKを行う。] </pre>			安全朝礼 <pre> graph TD A[集合] --> B[整列] B --> C[点呼
出欠確認] C --> D[体操] D --> E[作業所長の挨拶
元方安全衛生管理者、元請の安全担当者、協力会社の職長・安全衛生責任者が行うこともある。] E --> F[前日の反省
点検結果と対策の指示] F --> G[当日の作業の指示、説明
黒板、掲示板などを利用する。
①各職の作業調整 → 当日の主な作業内容
②危険有害作業の周知 → 特に危険有害な作業と場所
③安全衛生に関する指示 → 不安全行動などの排除
④関係災害事例の説明
⑤各種行事予定] G --> H[新規入場グループ、職種、新規入場者などの紹介] H --> I[対面点検
服装等の点検 指差し呼称による] I --> J[安全シュプレヒコール
「今日も安全で頑張ろう！」など] J --> K[解散
要点を安全当番、職長・安全衛生責任者等が日誌に記録する。] K --> L[各班に分かれて、健康KY、安全ミーティング及び危険予知活動
KYKを行う。] </pre>		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－8 の次頁		（新規2頁追加）	④－9	新規ページ	5 無記名ストレスチェック (1) 無記名ストレスチェックとは 無記名ストレスチェックは無記名で実施するため、個人に結果の通知は行わないが、作業所単位、所属会社単位でストレスの状況を把握でき、さらにこの結果をふまえて、より働きやすい作業所を作るための職場環境改善へと繋げていくことを目的としている。 (2) 無記名ストレスチェックの実施 無記名ストレスチェックの実施時期は、工事の進捗を考慮したうえで、工期内に複数回、作業員が全員集まる安全朝礼や安全大会等を行う。 無記名ストレスチェックを実施する当日、作業所長等から趣旨及び実施方法を説明した後、元請社員及び作業員等に調査票を配布し回答してもらう。 職長・安全衛生責任者は、全員の回答が終わったら、その場で速やかに回収し、元請の担当者に回答済み調査票を渡す。 （右頁の「作業所での無記名ストレスチェック実施フロー」及び「無記名ストレスチェック調査票（記入例）」を参照） (3) 集団分析 無記名ストレスチェック実施者（元請）は、作業所用の集計分析ツールを用いて集団分析を行う。 この集団分析は、全国の作業所の標準値（全国平均値）と比較して、当該作業所のストレスの特徴を判定することができる。 (4) 職場環境改善 無記名ストレスチェック集団分析の判定結果を踏まえ、具体的なリスクの特定がなされ、作業所での効果的で実効可能な職場環境改善の措置が見つけやすくなる。 無記名ストレスチェックの実施結果を踏まえて、作業所で取り組んだ職場環境改善の事例を挙げる。 「特定の個人やグループに作業が偏らない」ように役割分担を見える化した例   掲示板 資材置場 効果： 作業の責任者を写真付きで紹介するとともに、作業所で使用する資材についても責任者が見える化するなど役割分担を徹底した。これにより、ひとり一人が主体的に行動できるようになると同時に、作業所に助け合いの精神が醸成された。 職場環境改善の基本は、作業所関係者による参加と対話である。元請や作業所長等のトップだけで改善策を決めるのではなく、職長・安全衛生責任者の多様な意見を取り入れながら進めていくことが重要である。 ※1 無記名ストレスチェックを行う理由については、第5章の第1節の「6 健康KYと無記名ストレスチェックによる職場環境改善」を参照。 ※2 建災防方式「無記名ストレスチェック」については、建災防発行の「建設現場の職場環境改善マニュアル」で解説している。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
			④-10	新規ページ	作業所での無記名ストレスチェック実施フロー 無記名ストレスチェック調査票（記入例）
④-11	上から 3 行目	① グループ全員を参加させる（ <u>再下請業者・他職種も参加させる</u> ）。（下線部を修正）	④-13	上から 3 行目	① グループ全員を参加させる（ <u>数次にわたる関係協力会社の作業員も参加させる。</u> ）。
④-11	上から 4 行目	② 服装、 <u>体調</u> などをチェックする。	④-13	上から 4 行目	② 服装を <u>チェックするとともに、健康 K Y^{*1}によって作業員の体調などを確認する。</u> （右頁の「健康 K Y の進め方」を参照）
④-11	上から 5 行目	③ その日の人員配置、作業予定を指示し、グループ責任者を指名し、確認する（前日の安全工程打合せ結果による作業指示書をもとに計画する。）。	④-13	上から 6 行目	③ 健康 K Y の結果を考慮し、 <u>その日の人員配置、作業予定を指示し、グループ責任者を指名し、確認する（前日の安全工程打合せ結果による作業指示書をもとに計画する。）。</u>
④-11	最終行の次行	（右記に赤枠を追加）	④-13	下から 3 行目	② 安全衛生は、作業に参加するすべての者が自己の役割を認識し、それぞれの持場、立場で責務を完遂することが重要である。 安全ミーティングでは、意見を述べ、討議することによりはじめてその認識を深めることになるので、リーダーは作業員の意見をうまく引き出すよう安全ミーティングを進める。 ※1 建災防方式「健康 K Y」については、建災防発行の「建設現場の職場環境改善マニュアル」で解説している。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－12	表「5 W1Hによる作業指示の内容の上」	（赤枠を追加）	④－14	健康 KY の進め方	健康KYの進め方 健康KYの進め方 ① 職長・安全衛生責任者の問いかけ 問いかけ時にみるポイント ・ シャンとしているか？ ・ ダラダラしていないか？ ・ イキイキしているか？ ・ ハキハキしているか？ 日頃の健康状態をしっかりと把握！ 問合わせ項目 1 よく眠れたか？ 睡眠 2 おいしく食べたか？ 食欲 3 体調はよいか？ 体調 【参考】報告を受けた作業所長等の対応（下図③及び④） ② 結果を所長等へ報告 ③ 睡眠スコア ④ 様子を見る 事業所へ連絡 相談機関を紹介 睡眠スコア この1週間のあなたの睡眠について伺います。 1 寝つくまでに30分以上かかることが、時々ある。 2 毎日のように、寝つきが悪い。 3 夜中に目が覚めることがあるが、再び寝つける。 4 夜中に目が覚め、寝床を離れることが多い。 5 普段より早朝に目が覚めるが、もう一度寝る。 6 普段より早めに目が覚め、そのまま起きていることが多い。 あてはまる項目…1、3、5=各1点、2、4、6=各2点で計算（「なし」は0点）。 総点が0～2点=OK 3点以上の場合は…さらに、不眠の原因やストレス状況、体調と気分について面談する必要がある。 1. 作業所長等は、直ちに相談機関等へ連絡した方がよいと判断できる場合を除き、当該作業員の最近の睡眠に関する健康状態を確認する。 2. その結果、睡眠スコアの ・ 合計点が0～2点の場合は、職長・安全衛生責任者が様子を注意深く見ながら、作業に就かせる。 ・ 合計点が3点以上の場合は、不眠の原因やストレス状況、体調と気分の不調について、専門家の面談を必要とする場合があるので、作業所長等は職長・安全衛生責任者に伝え、高所作業に就かせないなどの適正配置に配慮するとともに、職長・安全衛生責任者は自分の会社に作業所長等の指示内容連絡する。
④－15	3 危険予知活動の手法と特徴	（赤枠を修正）	④－17	3 危険予知活動の手法と特徴	
4. 指 示 K Y	未熟練の作業員や、特に危険な作業に就く作業員に対して、グループによるKYに加え、 職長 が個別的に危険を予知し、指示を加え、きめ細かなワンポイントアドバイスをを行う手法。		4. 指 示 K Y	未熟練の作業員や、特に危険な作業に就く作業員に対して、グループによるKYに加え、 職長・安全衛生責任者 が個別的に危険を予知し、指示を加え、きめ細かなワンポイントアドバイスをを行う手法。	
5. 現 地 K Y	作業する現場 で、現物を見ながら2ラウンドで行うもので、 安全設備の点検 ●1ラウンド……………危険のポイント ●2ラウンド……………行動目標 ●ワンポイント唱和の流れて実施する		5. 現 地 K Y	作業所で 、現物を見ながら2ラウンドで行うもので、 安全設備の点検 ●1ラウンド……………危険のポイント ●2ラウンド……………行動目標 ●ワンポイント唱和の流れて実施する	
6. 健 康 K Y	始業時のミーティングの際に、毎日の「ヘルスチェックリスト」等により、作業員自ら健康状態を自己チェックしたり、現場の一人ひとりが互いに声を掛け合い、お互いの健康状態の気づきの手助けを行う手法。				

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－16	基礎 4 ラウン ド法の 進め方	(赤枠を修正)	④－18	基礎 4 ラウン ド法の 進め方	
1 ラウンド どんな危険が潜んでいるか ①その日の作業に対して、予測できる危険をなるべくたくさん指摘し、発言する。 ②発言は「ナニナニなので、ナニナニになる」とか「ナニナニなので、どうしたときどうなる」「ナニナニなので、どうしたときどうなる」と危険を具体的に出す。 ③思いつきや、他人の発言に便乗し、ヒントを得てどんどん新しい発言をする。 ④他人の意見を批判しない。 ⑤発言は多いほど良い。			1 ラウンド どんな危険が潜んでいるか ①その日の作業に対して、予測できる危険をなるべくたくさん指摘し、発言する。 ②発言は「〇〇なので、〇〇になる」とか「〇〇なので、〇〇したとき〇〇になる」「〇〇なので、〇〇したとき〇〇になる」と危険を具体的に出す。 ③思いつきや、他人の発言に便乗し、ヒントを得てどんどん新しい発言をする。 ④他人の意見を批判しない。 ⑤発言は多いほど良い。		
④－17	下から 3 行目	作業員が <u>現地</u> で行う、 (下線部を修正)	④－19	下から 3 行目	作業員が <u>作業場所</u> で行う、
④－19	上から 3 行目	職長・安全衛生責任者は、<u>実施した危険予知活動を日報に記録し、元請に提出する。</u> <u>また、危険予知活動日報は、元請が指定するものがある場合はそれを使用し、元請にない場合は、自社で作成したものを使用する。</u> <u>危険予知活動日報には、リスクアセスメント手法の危険性又は有害性等を特定し、見積り・優先度を組み込んで記録する方法例として、右頁の「危険予知活動日報(例)」(参考例)がある。</u> (下線部を修正)	④－21	上から 3 行目	職長・安全衛生責任者は、<u>危険予知活動日報を元請が指定するものがある場合はそれを使用し、元請にない場合は、自社で作成したものを使用する。</u> <u>※右頁の「危険予知活動日報(例)」(参考例)を参照。</u>

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）

頁	箇所	内 容
④－20	危険予知活動日報（例）	（赤枠を修正）

危険予知活動日報（例）

本日の作業内容		予 測 さ れ る 危 険 性		可 能 性 合 格	重 篤 度	見 積 り	優 先 度			
点検	1	4	NO	予 測 さ れ る 危 険 性						
作業現場で作業場所の機械・設備を指差し唱和でチェックする	2	5								
	3	6								
1 ラウンド										
危険のポイント										
(非定常作業を含め作業手順の主なステップから特定し、優先度を決定する)										
2 ラウンド										
本日の行動目標										
(作業手順の急所を活用した対策をたてる)										
会社名		職 長		作 業 員						

④－21

〔現地 KY 活動の一例〕

（赤枠、下線部を修正）

〔現地 KY 活動の一例〕

例：この例は、玉掛けによる単管の荷揚げ作業で、作業員はオペレーターを入れて5名である。

①職長は、朝礼終了後すぐ作業現場に集まるように指示をする。

職 長：「今日は単管置場で KY をやるから、すぐ集まるようにしてくれ。」

作業員が集ったら、

職 長：「おはよう。調子の悪い人はいないかね？」とたずねる。

作業員から「大丈夫です。」の返事があったら、

職 長：「それでは、手配の確認をする。『今日の作業は朝一番で単管 30 本を 2 階スラブに荷揚げをする』」

職 長：「私と、K さんが玉掛けをします。」

職 長：「M さんは 2 階で荷取り、S さんは足場上で合図をする。わかりましたか。」と指示し、作業手配の確認が終わったら、KY に入る。

新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）

頁	箇所	内 容
④－22	現地 KY 表（KY ボード例）	

現地 KY 表（KY ボード例）

点検	玉掛け作業	予 測 さ れ る 危 険 性	危 険 度		
1 手すり ヨシ！	NO	予 測 さ れ る 危 険 性	○		
2 足場板結束 ヨシ！					
3 称でチェックする					
本日の作業内容					
点検 作業現場で機械・設備を指差呼称でチェックする					
1 ラウンド					
危険のポイント					
(非定常作業を含め作業手順の主なステップから特定し、優先度を決定する)					
2 ラウンド					
本日の行動目標 私たちはこうする (作業手順の急所を活用した対策をたてる)					
ワンポイント					
会社名		職長・安全衛生責任者			
		作 業 員			
		名			

④－23

〔現地 KY 活動の一例〕

〔現地 KY 活動の一例〕

朝礼終了後、作業する場所に集まり、安全ミーティングと現地 KY を行う例

例：この例は、玉掛けによる単管の荷揚げ作業で、作業員はオペレーターを入れて5名である。

①職長は、朝礼終了後すぐ作業する場所に集まるように指示をする。

職 長：「今日は単管置場で KY をやるから、すぐ集まるようにしてくれ。」

作業員が集ったら、

職 長：「おはよう。」

「みんな！昨日はよく眠れたかな？」

全 員：「はい！よく眠れました。」

職 長：「S さん、朝ご飯はおいしく食べたかい？」

S さん：「はい、今朝はご飯とみそ汁、納豆つきでしっかり食べてきました！」

職 長：「それはよかった！」「ほかの者も食事はしっかり、おいしく食べてきたかな？」

全 員：「はい！」

職 長：「調子の悪い人はいないかね？」

全 員：「大丈夫です！」

職 長・安全衛生責任者は、睡眠、食事、体調の三つの問いかけを行い、全員の姿勢や顔色などの表情を観察し、健康状態を確認する。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）

頁	箇所	内 容
④－23	建設業における労働安全衛生法令の作業開始前点検等一覧（参考）	（赤枠を修正）

区 分	点検時期	項 目
不整地運搬車 安衛則－151の57	その日の作業開始前	1. 制動装置及び操縦装置の機能 2. 荷役装置及び油圧装置の機能 3. 履帯又は車輪の異常の有無 4. 前照燈、尾灯、方向指示器及び警報装置の機能
コンベア 安衛則151の82	その日の作業開始前	1. 原動機及びプーリーの機能 2. 逸走等防止装置の機能 3. 非常停止装置の機能 4. 原動機、回転軸、歯車、プーリ等の覆い、囲い等の異常の有無
軌道装置 安衛則－232	その日の作業開始前 随 時	1. ブレーキ、連結装置、警報装置、集電装置、前照灯、制動装置及び安全装置の機能 2. 空気等の配管からの漏れの有無 軌条（レール）及び路面の状態の異常の有無
杭打ち機又は杭抜き機 安衛則－192	組立て時	1. 機体の緊結部のゆるみ及び損傷の有無 2. 巻上用ワイヤロープ、みぞ車及び滑車装置の取付け状態 3. 巻上装置のブレーキ及び歯止め装置の機能 4. ウインチの据付け状態 5. 控えのとり方及び固定の状態
車両系建設機械 安衛則－170	その日の作業開始前	ブレーキ及びクラッチの機能
高所作業車 安衛則－194の27	その日の作業開始前	制動装置、操作装置及び作業装置の機能
手押し車両の軌道 安衛則－234	随 時	軌条（レール）及び路面の状態の異常の有無
電気機械器具等 安衛則－352	その日の作業開始前	1. 溶接棒ホルダーの絶縁防護部及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無 2. アーク溶接機電撃防止装置、感電防止用漏電遮断器の作動状態 3. アース線の切断、浮上及びり等の異常の有無 4. 移動電線、附属器具の被覆又は外装の損傷の有無 5. 検電器具の性能 6. 短絡接地器具の損傷の有無 7. 絶縁保護具・絶縁用防護具の損傷、乾燥状態
安衛則－353	毎月 1 回以上	電気機械器具の囲い及び絶縁覆いの損傷の有無

新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）

頁	箇所	内 容
④－25	建設業における労働安全衛生法令の作業開始前点検等一覧（参考）	

区 分	点検時期	項 目
不整地運搬車 安衛則－151の57	その日の作業開始前	1. 制動装置及び操縦装置の機能 2. 荷役装置及び油圧装置の機能 3. 履帯又は車輪の異常の有無 4. 前照燈、尾灯、方向指示器及び警報装置の機能
コンベア 安衛則151の82	その日の作業開始前	1. 原動機及びプーリーの機能 2. 逸走等防止装置の機能 3. 非常停止装置の機能 4. 原動機、回転軸、歯車、プーリ等の覆い、囲い等の異常の有無
軌道装置 安衛則－232	その日の作業開始前 随 時	1. ブレーキ、連結装置、警報装置、集電装置、前照灯、制動装置及び安全装置の機能 2. 空気等の配管からの漏れの有無 軌条（レール）及び路面の状態の異常の有無
杭打ち機又は杭抜き機 安衛則－192	組立て時	1. 機体の緊結部のゆるみ及び損傷の有無 2. 巻上用ワイヤロープ、みぞ車及び滑車装置の取付け状態 3. 巻上装置のブレーキ及び歯止め装置の機能 4. ウインチの据付け状態 5. 控えのとり方及び固定の状態
車両系建設機械 安衛則－170	その日の作業開始前	ブレーキ及びクラッチの機能
高所作業車 安衛則－194の27	その日の作業開始前	制動装置、操作装置及び作業装置の機能

```
graph LR
    A[現場体制・安全朝礼] --> B[安全ミーティング]
    B --> C[作業開始前点検  
(作業開始前)]
    C --> D[作業中の指導及び監督]
    D --> E[作業所巡視]
    E --> F[作業安全確認打合せ]
    F --> G[作業終了時の後片づけ]
    G --> H[作業終了時の確認・報告]
    H --> A
```

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－24	建設業における労働安全衛生法令の作業開始前点検等一覧（参考）	（赤枠を修正）	④－26	建設業における労働安全衛生法令の作業開始前点検等一覧（参考）	

区 分	点検時期	項 目
明り掘削時の地山 安南則－358	その日の作業開始前 大雨後及び中震以上の地震後	1. 浮石、亀裂の有無及び状態 2. 含水、湧水及び凍結の状態の変化
足場 安南則－567	その日の作業開始前 悪天候、中震以上の地震又は組立等の後の作業開始前	1. 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態 2. 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態 3. 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態 4. 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無 5. 幅木等の取付状態及び取外しの有無 6. 脚部の沈下及び滑動の状態 7. 筋かい、控え、壁つなぎ等の補強材の取付状態及び取外しの有無 8. 建地、布及び腕木の損傷の有無 9. 突りようとしてつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能
ゴンドラ ゴ則－22	その日の作業開始前及び悪天候後	1. ワイヤロープ及び緊結金具類の損傷及び腐食の状態 2. 手すり等の取はずし及び脱落の有無 3. 突りよう、昇降装置等とワイヤロープとの取付け部の状態及びライフラインの取付け部の状態 4. 巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制動装置の機能 5. 昇降装置の歯止めの機能 6. ワイヤロープが通っている箇所の状態
クレーン ク則－36 ク則－37	その日の作業開始前 暴風（風速 30m/秒）・中震以上	1. 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能 2. ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3. ワイヤロープが通っている箇所の状態 各部の異常の有無
移動式クレーン ク則－78	その日の作業開始前	巻過防止装置、過負荷警報装置、その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能
デリック ク則－121 ク則－122	その日の作業開始前 暴風・中震以上	1. 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能 2. ワイヤロープが通っている箇所の状態 各部分の異常の有無
エレベーター（屋外設置） ク則－156	暴風・中震以上	各部分の異常の有無
建設用リフト ク則－193 ク則－194	その日の作業開始前 暴風・中震以上	1. ブレーキ及びクラッチの機能 2. ワイヤロープが通っている箇所の状態 各部分の異常の有無
玉掛用具 ク則－220	その日の作業開始前	異常の有無

④－25	下から 20 行 目	機械設備の配置、取り付け状態、変形、亀裂、損傷、汚損、油漏れ、ボルト緩み、異常音などの有無を目視、触手、聴覚などにより確認する。また、軽く叩いて音（正常音・異常音）を確かめると良い。 （下線部を修正）
④－26	〈悪天候とは〉	（赤枠を修正）

〈悪天候とは〉（厚生労働省通達等に示されているもの）

暴風：瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風をいう。
強風：10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上をいう。
大雨：1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上をいう。
大雪：1 回の降雪量が 25 センチメートル以上をいう。
中震以上の地震：震度 4 以上をいう。

④－27	下から 20 行 目	機械設備の配置、取付け状態、変形、亀裂、損傷、汚損、油漏れ、ボルト緩み、異常音などの有無を目視、触手、聴覚などにより確認する。また、軽く叩いて音（正常音・異常音）を確かめると良い。
④－28	〈悪天候とは〉	

〈悪天候とは〉

暴風：瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風をいう。
強風：10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上をいう。
大雨：1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上をいう。
大雪：1 回の降雪量が 25 センチメートル以上をいう。
中震以上の地震：震度 4 以上をいう。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－26	下から 3 行目	5 機械持込み時の点検 作業所に機械を持ち込むときには、必ず自主点検を行い、点検表を元請に提出する。 （下線部を修正）	④－28	下から 3 行目	5 機械持込時の点検 作業所に機械を持ち込むときには、必ず自主点検を行い、点検表を元請に提出する。
④－27	上から 1 行目	3 持ち込み機械等の措置 （下線部を修正）	④－29	上から 1 行目	3 持込機械等の措置
④－27	上から 3 行目	作業所に機械を持ち込むときの点検・整備及びマニュアル等の確認が大切である。 （下線部を修正）	④－29	上から 3 行目	作業所に機械を持ち込むときの点検・整備及びマニュアル等の確認が大切である。
④－27	上から 8 行目	元請は、作業所の安全管理を徹底させるため、協力会社（二次以下の再協力会社含む。）が <u>持ち込む機械等</u> について届出をするよう指導している。 （下線部を修正）	④－29	上から 8 行目	元請は、作業所の安全管理を徹底させるため、協力会社（二次以下の再協力会社含む。）が <u>持込む機械等</u> について届出をするよう指導している。
④－27	上から 9 行目	その手続きとしては「持込機械等使用届」に「持込時の点検表」及び「 <u>持込み機械</u> のマニュアル」等を添付し、届け出ることが一般的である。 （下線部を修正）	④－29	上から 9 行目	その手続きとしては「持込機械等使用届」に「持込時の点検表」及び「 <u>持込機械</u> のマニュアル」等を添付し、届け出ることが一般的である。
④－27	下から 8 行目	(3) <u>持込み機械</u> を作業所内で組立て又は解体する時の措置 （下線部を修正）	④－29	下から 8 行目	(3) <u>持込機械</u> を作業所内で組立て又は解体する時の措置
④－30	作業中における効果的な指導方法	（赤枠を修正）	④－32	作業中における効果的な指導方法	

作 業 の 流 れ		主な監督・指導及び指示事項
毎 日 の 安 全 施 工 サ イ ク ル	職 場 体 操 安 全 朝 礼	◎ 作業開始前の指示、確認 1 作業の段取り、設備の状況の確認 2 作業方法、手順、安全対策の指示 3 服装、保護具の点検、使用方法の指示 4 材料、機械工具類の使用方法的指導 5 作業員の健康確認、適正配置 6 他作業との関連の確認 （混在作業の危険の有無、危険箇所の立入禁止など） 7 工程打合せでの元請からの指示事項の伝達
	安全ミーティング	
	危険予知（KY）活動	
	作業開始前点検	
	作 業	
	（作業中の監督・指導）	◎ 作業中の監督・指導 1 保護具、機械、工具類の正しい使用方法 2 指示した作業手順、安全対策の実施 3 危険予知活動で決めた対策の実施 4 不安全状態、不安全行動の是正 5 その他事前に指示した事項の実施状況
	昼 休	
	作 業	
	（作業後の監督・指導）	◎ 作業終了後の監督・指導 1 当日の作業の反省及びそれに基づく改善、是正の指示、指導 2 機械、工具類の点検、整備 3 翌日の作業の手配の確認 4 <u>持ち場</u> の後片づけの確認
	作業終了	
	<u>持ち場</u> の後片づけ	
	帰宅	

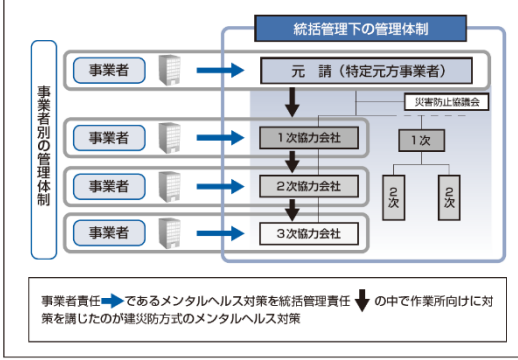
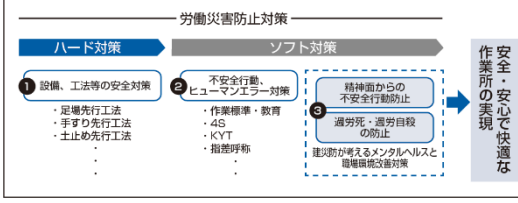
作 業 の 流 れ		主な監督・指導及び指示事項
毎 日 の 安 全 施 工 サ イ ク ル	職 場 体 操 安 全 朝 礼	◎ 作業開始前の指示、確認 1 作業の段取り、設備の状況の確認 2 作業方法、手順、安全対策の指示 3 服装、保護具の点検、使用方法の指示 4 材料、機械工具類の使用方法的指導 5 作業員の健康確認、適正配置 6 他作業との関連の確認 （混在作業の危険の有無、危険箇所の立入禁止など） 7 工程打合せでの元請からの指示事項の伝達
	安全ミーティング	
	危険予知（KY）活動	
	作業開始前点検	
	作 業	
	（作業中の監督・指導）	◎ 作業中の監督・指導 1 保護具、機械、工具類の正しい使用方法 2 指示した作業手順、安全対策の実施 3 危険予知活動で決めた対策の実施 4 不安全状態、不安全行動の是正 5 その他事前に指示した事項の実施状況
	昼 休	
	作 業	
	（作業後の監督・指導）	◎ 作業終了後の監督・指導 1 当日の作業の反省及びそれに基づく改善、是正の指示、指導 2 機械、工具類の点検、整備 3 翌日の作業の手配の確認 4 <u>持ち場</u> の後片づけの確認
	作業終了	
	<u>持ち場</u> の後片づけ	
	帰宅	

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－34	職長・安全衛生責任者と作業員との良い人間関係づくりの4原則	（赤枠を修正）	④－36	職長（安全衛生責任者）と作業員との良い人間関係づくりの4原則	
職長・安全衛生責任者と作業員との良い人間関係づくりの4原則			職長（安全衛生責任者）と作業員との良い人間関係づくりの4原則		
4原則	方 法		4原則	方 法	
1	仕事ぶりの 良し悪しを 本人に直接 言う	(1) 作業員の仕事のやり方に気を配ってやれば、作業員は 一層その仕事をやろうという気を起こす。 (2) 次の2点をキーワードとする。 ① 相手に対してどうして欲しいのか決めておくこと。 ② もっと良くやれるように導いてやること。	1	仕事ぶりの 良し悪しを 本人に直接 言う	(1) 作業員の仕事のやり方に気を配ってやれば、作業員は 一層その仕事をやろうという気を起こす。 (2) 次の2点をキーワードとする。 ① 相手に対してどうして欲しいのか決めておくこと。 ② もっと良くやれるように導いてやること。
2	良いときは ほめる	(1) 作業員は、職長・安全衛生責任者の「一言ほめられた」 ことで、自分の仕事を認めてくれたと思って大変感激する。 (2) 次の2点をキーワードとする。 ① 日頃からよくやっている仕事や行為に気をつけること。 ② タイミングよく言ってやること。	2	良いときは ほめる	(1) 作業員は、職長・安全衛生責任者に「一言ほめられた」 ことで、自分の仕事を認めてくれたと思って大変感激する。 (2) 次の2点をキーワードとする。 ① 日頃からよくやっている仕事や行為に気をつけること。 ② タイミングよく言ってやること。
④－39	上から 5行目	② 一生懸命やっている姿や良いところを 見つけたら、 <u>作業所</u> や作業員をほめる。 （下線部を修正）	④－41	上から 5行目	② 一生懸命やっている姿や良いところを 見つけたら、 <u>その場</u> で作業員をほめる。
④－41	下から 2行目	② 安全衛生パトロールの点検者の「正 常・異常の判断基準」、「法令や社内基 準」、「現場管理のルール」等に精通した 専門スタッフを同行させること。 （下線部を修正）	④－43	下から 2行目	② 安全衛生パトロールでの点検時は、 「正常・異常の判断基準」、「法令や社内 基準」、「作業所管理のルール」等に精通 した専門スタッフを同行させること。
④－42	安全衛 生パト ロール	（赤枠を修正）	④－44	安全衛 生パト ロール	
<pre> graph TD A([安全衛生点検]) --> B([危険性又は有害性の 特定]) B --> C([安全対策 (リスク低減措置) の<u>確立</u>]) C --> D([即時是正]) C --> E([後日は正]) E --> F([元請と協議 して対応]) E --> G([店社として 対応]) </pre>			<pre> graph TD A([安全衛生点検]) --> B([危険性又は有害性の 特定]) B --> C([安全対策 (リスク低減措置) の<u>実施</u>]) C --> D([即時是正]) C --> E([後日は正]) E --> F([元請と協議 して対応]) E --> G([店社として 対応]) </pre>		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－46	作業間 連絡調 整（安 全工程 打合 せ） （例）	（赤枠を修正）	④－48	作業間 連絡調 整（安 全工程 打合 せ） （例）	
使用する道具 1 作業打合せ及び安全指示書 2 工事車両届 3 危険有害物持込使用届			使用する道具 1 作業打合せ及び安全指示書 2 工事車両届 3 持込機械等使用届		
④－59	下から 12 行 目	⑥ 現場内の福利厚生施設の自主運営：駐 車場・休憩所・自動販売機・喫煙所・トイレ 等の保守管理等を行う。	④－61	下から 12 行 目	⑥ 作業所内の福利厚生施設の自主運営： 駐車場・休憩所・喫煙所・トイレ等の保守 管理等を行う。
④－63	上から 11 行 目	産業廃棄物とは、廃棄物処理法により、 事業活動に伴い発生する廃棄物で、「自ら 利用できず、他人に有償売却できないため に不要となった物」のことで、年間約4億 トン発生する。このうち建設廃棄物の年間 発生量は、7,700万トンである。	④－65	上から 11 行 目	産業廃棄物とは、廃棄物処理法により、 事業活動に伴い発生する廃棄物で、「自ら 利用できず、他人に有償売却できないため に不要となった物」のことで、近年では年 間約3億8,000万トン発生している。このう ち建設廃棄物の年間発生量は、約8,000万ト ンである。
④－64	建設廃 棄物	（赤枠を修正）	④－66	建設廃 棄物	
建設廃棄物 これは廃棄物です ・型枠廃材 ・ボードの端材 ・残 塗 料 ・汚 泥 ・解体ガラ ・養生シート、梱包材 これは、廃棄物では ありません ・鉄骨の端材 ・残土			建設廃棄物 これは廃棄物です ・型枠廃材 ・ボードの端材 ・残 塗 料 ・汚 泥 ・解体ガラ ・養生シート、梱包材 これは、廃棄物では ありません ・金属くず ・残土		
④－64	3R と は	（赤枠を追加）	④－66	3R（ス リーア ール） とは	
3Rとは 1. 発生抑制（Reduce） ・発生させないこと ・創意（全く新しい考えや思いつき） ・工夫（良い方法を考えて見つけ出す） 2. 再使用（Reuse） ・エネルギーを消費せずに利用 （リターナブル容器等） 3. リサイクル（Recycle） ・エネルギーを消費して生まれ変わらせる			3R（スリーアール）とは 1. 発生抑制（Reduce） ・発生させないこと ・創意（全く新しい考えや思いつき） ・工夫（良い方法を考えて見つけ出す） 2. 再使用（Reuse） ・エネルギーを消費せずに利用 （リターナブル容器等） 3. リサイクル（Recycle） ・エネルギーを消費して生まれ変わらせる		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
④－64	建設リサイクル法	（赤枠を修正）	④－66	建設リサイクル法	
建設リサイクル法 一定規模とは…… 建築・解体工事：80m² 建築・新築工事：500m² 建築・修繕・模様替：1 億円（税込金額） その他（土木工作物等）：500万円（税込金額） (2002.5.30施行) 建設リサイクル法のフロー 事前調査 分別(解体)計画の作成 発注者への説明 工事請負契約 発注者による事前届出 協力会社への告知・工事請負契約 事前措置・分別(解体)・再資源化の実施 再資源化報告書の作成・説明 分別解体等の方法・再資源化費用等を明記 着工7日前まで 分別解体等の方法等を明記 下請負人にも義務付け			建設リサイクル法 一定規模とは…… 建築物解体工事：延床面積 80m² 建築物新築工事：延床面積 500m² 建築物修繕・模様替：1 億円（税込金額） その他工作物に関する工事：500万円（税込金額） 建設リサイクル法のフロー 事前調査 分別(解体)計画の作成 発注者への説明 工事請負契約 発注者による事前届出 協力会社への告知・工事請負契約 事前措置・分別(解体)・再資源化の実施 再資源化報告書の作成・説明 分別解体等の方法・再資源化費用等を明記 着工7日前まで 分別解体等の方法等を明記 協力会社にも義務付け		
⑤－1	下から 13 行 目以降	しかし、人間が脳で受けとめた情報が正しく提供・伝達されなかったときに、はじめて、さまざまな人間のミスやエラーが生じることになる。その要因としては、<u>気のゆるみ、錯誤、省略（手抜き）行為、憶測判断、未熟練などの「内的要因」と不明瞭な作業指示、作業条件の急変などの「外的要因」がある。</u> 人間のミスやエラーが直ちに災害に結びつくわけではなく、それらを災害に結びつける要因が周辺に多数存在している。これらの要因を把握し、なくすことが大切である。	⑤－1	下から 15 行 目以降	しかし、人間が脳で受けとめた情報が正しく提供・伝達されなかったときに、はじめて、さまざまな人間のミスやエラーが生じることになる。その要因としては、<u>不明瞭な作業指示、プレッシャーを与えるような作業指示、作業条件の急変などの「外的要因」（右頁「ミスや不注意を起こしやすい環境側の条件」を参照）と気のゆるみ、錯誤、省略（手抜き）行為、憶測判断、未熟練、メンタルヘルス不調などの「内的要因」（右頁「ミスや不注意を生じさせやすい人間側の状況」を参照）とがある。</u> <u>こうした人間のミスやエラーが直ちに災害に結びつくわけではなく、それらを災害に結びつける要因が周辺に多数存在している。これらの要因を把握し、なくすことが大切である。</u>

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑤-2	ミスや不注意を生じさせやすい人間側の状況	（赤枠を修正）	⑤-2	ミスや不注意を生じさせやすい人間側の状況	
内的要因 1. 何か強い欲望があるとき 2. 感情がたかぶっているとき 3. 過去の経験から推測してしまうとき 4. 病気、疲労、めいいてい酩酊、心配、しょうそう焦燥（あせり）というような心身の異常状態※1のとき 5. 不慣れ、未経験、知識不足などのとき 6. 何か強い関心を引くものが別にあるとき 7. いい加減な判断で甘くみたとき			内的要因 1. 何か強い欲望があるとき 2. 感情がたかぶっているとき 3. 過去の経験から推測してしまうとき 4. 病気、疲労、めいいてい酩酊、心配、しょうそう焦燥（あせり）、睡眠不足と いうような、心身の不調※1のとき 5. 不慣れ、未経験、知識不足などのとき 6. 何か強い関心を引くものが別にあるとき 7. いい加減な判断で甘くみたとき ※1 4.については、毎日、健康KYを実施することによって、心身の不調の 状態を発見することができる。		
⑤-3	下から4行目以降	このため、自分勝手な主観的観測による不 安全行動を防止する習慣化が必要であ る。 このように、不完全な人間の心にある行 動特性（ヒューマンファクター）を的確に とらえて「ミスやエラー」をしないように 危険を予知する活動（KY活動）が、安全に おけるOJTの最も重要な課題の一つであ る。	⑤-3	下から13行目以降	このほか、例えば、ついうっかりといっ た不 安全行動が招く事故・災害の背景には、 少なからず不眠・疲労等の因子が関連して いるケースがある。慢性的な睡眠不足や高 ストレスの状態が続くと、体内のホルモン バランスが崩れ、脳血流が低下し、認知機 能に影響を与えることが知られている。 （右頁の「不眠・疲労と事故・災害との関 連」を参照） このため、うつ病の原因となるストレス や睡眠不足の解消は、健康管理だけでなく、 安全管理上も重要であり、「不 安全行動」につながるリスクに対する予防的措置としてメンタルヘルス対策を講ずることによっ て、事故・災害の未然防止につながると考 えられる。 このように、自分勝手な主観的観測や高 ストレスによる不 安全行動を防止するた め、習慣化が必要である。 不 安全行動を防止するには、不完全な人 間の心にある行動特性（ヒューマンファク ター）やメンタルヘルス不調を的確にとら えて「ミスやエラー」をしないように危険 を予知する活動（KY活動）が、安全にお けるOJTの最も重要な課題の一つであ る。
⑤-4	（「不眠・疲労と事故・災害との関連」を追加）		⑤-4	不眠・疲労と事故・災害との関連 (注) 2 高ストレス うつ 睡眠不足 (注) 1 脳機能の低下 認知能力・集中力・ 注意力の低下 不安 安全行動 事故・災害 (注) 1の睡眠不足のヒヤリハット体験者は、そうでない者の約1.2倍、(注) 2の高ストレス反応を有する者のヒヤリハット体験は、そうでない者の約2倍リスクが高い調査結果もある。	

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）			
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容	
⑤－4 の次頁	(右記、2頁を新規追加)		⑤－5	6 健康 K Y と無記名ストレスチェックによる職場環境改善 (1) メンタルヘルス対策の必要性 ① 作業所におけるメンタルヘルス対策の必要性 安衛法上のメンタルヘルス対策は、事業者の責任において行われる。 一方建設業の場合は、作業所において生産活動が行われており、同一の場所において、統括管理の下で複数の事業者の作業員が混在して作業を行っている。 多くの労働災害は作業所で発生しており、メンタルヘルス不調者は不安全行動を起こしやすいとの調査結果もある。建設業におけるメンタルヘルス対策の取り組みを進めるためには、事業者の責任において行われる事業場の対策と作業所における対策の 2 つの視点で取り組む必要がある。 (右頁「事業者責任と統括管理責任からみたメンタルヘルス対策」を参照) ② 職場環境改善 健康 K Y は、個人に対するアプローチで、毎日作業開始前に実施することによって作業所で働く作業員の小さな異変を早めに発見することができるなどメンタルヘルス不調の未然防止に役立つ。 一方、無記名ストレスチェックは、自分の心身の健康状態を確認するだけでなく、組織に対するアプローチとして、作業所で働く作業従事者のストレス状況を把握することによって職場環境の改善に役立てることができる。 これらを含わせて実施することによって、作業所の特性である組織の構成員の流動性に対応しながら、職場環境を改善することで、作業所で働くすべて作業従事者のストレスが低減し、「安全」「安心」「快適」な職場環境の形成が期待できる。 (右頁の「労働災害ゼロを目指すには」を参照) (2) 普及に向けて 無記名ストレスチェックは、簡易版とはいえ、チェックリストの作成にも集計分析にも少なからず手間と時間を要する。 そのため被災防では、集計・分析業務を支援するためのツール ^{※1} を提供している。	⑤－6	事業者責任と統括管理責任からみたメンタルヘルス対策  労働災害ゼロを目指すには 

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑤－5	上から 8 行目 以降	（赤下線を修正）	⑤－7	上から 9 行目 以降	
① 視聴覚による教育訓練…PPT パワーポイント^{※1}、CD-ROM^{※2}、VTR^{※3}、DVD^{※4}、ポスター、OHC^{※5}、リーフレット、スライド、写真等により啓発、研修、教育訓練を行う。 ② 小集団活動への参加……指差呼称活動、危険予知活動、4S 活動、一声かけ活動、ゴミゼロ活動等に参加させる。 ③ ヒヤリ・ハットの体験発表…経験した“危険”を発表させ、他の作業員への災害防止への関心を高める。 ④ 表彰制度の活用……さらに、やる気を起こさせる方法として、表彰を行う。			① 視聴覚による教育訓練 パワーポイント、D V D、ポスター、写真等の視聴覚教材やプロジェクター、ビデオカメラ等の視聴覚機器を活用し、視覚、聴覚によって修得する方法を取り入れる。 ② 小集団活動への参加 指差呼称活動、危険予知活動、4 S 活動、一声かけ活動、ゴミゼロ活動等に参加させる。 ③ ヒヤリハット体験の収集と活用 建災防では、ヒヤリハット^{※1}を「事故・災害の一手手前」という従来の考え方に加え、「災害に至る前の脱出事例」であり、「成功体験」でもあるととらえる考え方（建災防方式「新ヒヤリハット報告」^{※2}）に取り組んでいる。 （右頁の「ヒヤリハット体験の収集」を参照） 職長・安全衛生責任者は、ヒヤリハット体験者からすみやかに報告してもらうことによって、ヒヤリハットした直接的な要因に対して、できるものから早急に改善することで、安全な職場づくりにつなげていくことができ、作業員自身の安全意識を高めることができる。 （右頁の「ヒヤリハット体験の活用」を参照） なお、職長・安全衛生責任者は、体験者からヒヤリハットの状況を積極的に報告してもらえるよう、日頃からコミュニケーションを頻繁にとるなど、報告しやすい職場環境を作ることに心がける。 ④ 表彰制度の活用 さらに、やる気を起こさせる方法として、表彰を行う。		
⑤－5	上から 19 行目	（削除） （右頁の「安全衛生活動の一例」を参照）			
⑤－5	下から 6 行目 以降	（赤枠を修正）	⑤－7	下から 6 行目 以降	
※1 PPT パワーポイントとは、教育などで使用されるプレゼンテーションソフトのこと。 ※2 CD-ROM とは、コンパクトディスクを記憶媒体としたコンピュータ用の読み出し専用記憶装置のこと。 ※3 VTR とは、ビデオテープレコーダーのこと。 ※4 DVD とは、デジタルヴァーサタイルディスクのことで、データの再生専用の光ディスクがある。 ※5 OHC とは、オーバーヘッドカメラのことで、既存教材を加工しなくてもそのままカメラで映す装置である。			※1 「ヒヤリハット」とは、不安全行動や不安全状態、ヒューマンエラーなどにより、事故・災害を起こしそうになったが実際には、事故・災害に至らなかった事象をいう。 （注）「新ヒヤリハット報告」とは、ヒヤリハットが事故や災害に至らなかった理由、事故や災害を回避できた能力、その能力を育成するのに役立った日頃の活動、さらにはストレスなど職場環境がどのような影響を与えていたかを明らかにすることで、具体的な安全衛生活動の取組みにつなげることを目的とした活動である。		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑤-6	安全衛生活動の一例	（右記に差し替え）	⑤-8	ヒヤリハット体験の収集	
安全衛生活動の一例			ヒヤリハット体験の収集		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑤-8	創意工夫を引き出す方法	（赤枠を修正）	⑤-12	創意工夫を引き出す方法	
創意工夫を引き出す方法			創意工夫を引き出す方法		
⑤-9	下から 7 行目	（右頁の <u>上図</u> 「創造力を発揮するために育てたい 6 つの能力」に示す。）	⑤-13	下から 17 行目	右頁の「創造力を発揮するために育てたい 6 つの能力」に示す。
⑤-9	下から 2 行目以降	（赤枠を修正）	⑤-13	下から 12 行目以降	
（右頁の下図の「職長・安全衛生責任者自身の創造力発揮のために日常心がける実践事項」を参照）			職長・安全衛生責任者自身も創造力を発揮するため、日頃から次の点に心掛ける。 ① 「なぜ」という意識を常にもつ。 ② 知識を広め、情報を集める。 ③ 創造の体験を積む。 ④ 災害が発生した場合を想定し、自分の取るべき行動を想像する。 ⑤ 新しいことに関心を持つ。 ⑥ 失敗を恐れない。 ⑦ こたわりなく話し合う。 ⑧ 目標を明確にする。 ⑨ 問題を限定する。 ⑩ 他人のまねをしったり、アイデアを借りる。 ⑪ 個人の情報ソースをもっている。		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）																				
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																		
⑤－10	上から 1 行目	育てたい6つの能力と職長・安全衛生責任者自身の心がけ （創造力を発揮するために育てたい6つの能力）	⑤－14	上から 1 行目	創造力を発揮するために育てたい6つの能力																		
⑤－10	下から 7 行目 以降	（削除）	⑤－14																				
（職長・安全衛生責任者自身の創造力発揮のために日常心がける実践事項） ① 「なぜ」という意識を常にもつ。 ② 知識を広め、情報を集める。 ③ 創造の体験を積む。 ④ 自分を窮地に追い込む。 ⑤ 新しいことに興味をもつ。 ⑥ 失敗を恐れない。 ⑦ こどわりなく話し合う。 ⑧ 目標を明確にする。 ⑨ 問題を限定する。 ⑩ 他人のまねをしたり、アイデアを借りる。 ⑪ 個人の情報ソースをもっている。																							
⑥－6	作業所 における労働 災害、 事故発生時の 緊急通報体制 の例	（赤枠を修正） 	⑥－6	作業所 における労働 災害、 事故発生時の 緊急通報体制 の例																			
⑥－7	下から 5 行目	③ 確認者（目撃者）の確保や災害発生現場の保存に努める。 （右記下線部を追加）	⑥－7	下から 5 行目	③ 確認者（目撃者）の確保や災害発生「現場の保存」に努める。																		
⑥－8	災害発生時の 職長・安全衛生責任者の心がまえ	（赤枠を修正） <table><tr><td>現場の措置はどうするか</td><td>6. 目撃者、参考人の確保</td><td>目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。</td></tr><tr><td></td><td>7. 現場保存</td><td>① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。</td></tr><tr><td></td><td>8. 作業員の気持ちを落ち着かせる</td><td>作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。</td></tr></table>	現場の措置はどうするか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。		7. 現場保存	① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。		8. 作業員の気持ちを落ち着かせる	作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。	⑥－8	災害発生時の 職長・安全衛生責任者の心がまえ	<table><tr><td>現場の措置はどうするか</td><td>6. 目撃者、参考人の確保</td><td>目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。</td></tr><tr><td></td><td>7. 現場の保存</td><td>① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場の保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。</td></tr><tr><td></td><td>8. 作業員の気持ちを落ち着かせる</td><td>作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。</td></tr></table>	現場の措置はどうするか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。		7. 現場の保存	① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場の保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。		8. 作業員の気持ちを落ち着かせる	作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。
現場の措置はどうするか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。																					
	7. 現場保存	① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。																					
	8. 作業員の気持ちを落ち着かせる	作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。																					
現場の措置はどうするか	6. 目撃者、参考人の確保	目撃者（第三者の場合は連絡方法）をはっきりさせておく。																					
	7. 現場の保存	① 災害発生時には、仮囲い、縄張り等により現場の保存を行う。 ② 作業員を配置して現場の保存に努める。																					
	8. 作業員の気持ちを落ち着かせる	作業員の動揺を和らげるため、現場での措置をした後は、極力、他の場所待機させる。																					
⑥－10	下から 11 行目	1. 現場の保存、証拠品の散逸防止に努めること。 （右記下線部を追加）	⑥－10	下から 11 行目	1. 「現場の保存」、「証拠品」の散逸防止に努めること。																		
⑥－13	下から 10 行目以降	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から、問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合」「災害の重篤度」から問題点及び災害原因を分析し、応急対策及び恒久対策をたて、再び災害を起こさないための標準化（一般化）を図ることである。	⑥－13	下から 10 行目以降	災害分析のねらいは、発生した災害の事実と背景から、問題点（危険性又は有害性）を「災害発生の可能性の度合（問題点の影響の大小）」、「災害の重篤度（問題点の過失の大小）」から問題点及び災害原因を分析し、応急対策及び恒久対策をたて、再び災害を起こさないための標準化を図ることである。																		

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑥-13	下から 3 行目以降	災害を検討し対策を立てるためには、個別の検討、グループによる検討、全体討議の順に進める。全員参加の過程が最も重要である。このため、作業所、支店、本店の段階的検討はもちろん、協力業者の参画が大切である。	⑥-13	下から 3 行目以降	作業所において災害が発生したときは、災害原因を分析、検討し、対策を立てる。そのため、作業所、支店、本店の段階的検討が行われる。全員参加の過程が最も重要であり、協力会社の参画が大切となる。
⑥-14	災害発生メカニズム	（赤枠を追加）	⑥-14	災害発生メカニズム	
安全衛生管理活動の欠陥 人間的要因 (Man) ・ 不安全行動 ・ 心理、生理 ・ 技能、資格、知識 ・ 身体的要因 ・ 危険意識 ・ 作業の実施 設備的要因 (Machine) ・ 機械、器具、工具 ・ 保護具、安全装置 ・ 材料、荷 ・ 点検、校正 ・ 設計、機能 作業的要因 (Media) ・ 作業条件、姿勢 ・ 職場環境 ・ 気象 ・ 服装、履物 ・ 連絡、調整 管理的要因 (Management) ・ 組織体制 ・ 規則・規程 ・ 教育訓練 ・ 作業計画・作業手順 不安全な行動 ・ 安全装置を無効にする ・ 安全措置の不履行 ・ 不安全な放置 ・ 危険な状態を作る ・ 機械、装置等の指定外の使用 ・ 運転中の機械、装置等の掃除、注油、修理、点検等 ・ 保護具、服装の欠陥 ・ 危険場所等への接近 ・ その他の不安全な行為 ・ 運転の失敗（乗物） ・ 誤った動作 - 等 不安全な状態 ・ 物自体の欠陥 ・ 防護措置の欠陥 ・ 物の置き方、作業場所の欠陥 ・ 保護具、服装等の欠陥 ・ 作業環境の欠陥 ・ 部外的、自然的、不安全な状態 ・ 作業方法の欠陥 - 等 事故 → 災害			安全衛生管理活動の欠陥 人間的要因 (Man) ・ 不安全行動 ・ 心理、生理 ・ 技能、資格、知識 ・ 身体的要因 ・ 危険意識 ・ 作業の実施 設備的要因 (Machine) ・ 機械、器具、工具 ・ 保護具、安全装置 ・ 材料、荷 ・ 点検、校正 ・ 設計、機能 作業的要因 (Media) ・ 作業条件、姿勢 ・ 職場環境 ・ 気象 ・ 服装、履物 ・ 連絡、調整 管理的要因 (Management) ・ 組織体制 ・ 規則・規程 ・ 教育訓練 ・ 作業計画・作業手順 不安全な行動 ・ 安全装置を無効にする ・ 安全措置の不履行 ・ 不安全な放置 ・ 危険な状態を作る ・ 機械、装置等の指定外の使用 ・ 運転中の機械、装置等の掃除、注油、修理、点検等 ・ 保護具、服装の欠陥 ・ 危険場所等への接近 ・ その他の不安全な行為 ・ 運転の失敗（乗物） ・ 誤った動作 ・ その他及び分類不能 - 等 不安全な状態 ・ 物自体の欠陥 ・ 防護措置の欠陥 ・ 物の置き方、作業場所の欠陥 ・ 保護具、服装等の欠陥 ・ 作業環境の欠陥 ・ 部外的、自然的、不安全な状態 ・ 作業方法の欠陥 ・ その他及び分類不能 - 等 事故 → 災害		
⑥-15	下から 4 行目	・ 第 3 段階（災害の可能性の度合い及び災害の重篤度）から、災害の根本的問題点を決定）	⑥-15	下から 4 行目	・ 第 3 段階（災害発生の可能性の度合（問題点の影響の大小）及び災害の重篤度（問題点の過失の大小）から、災害の根本的問題点を決定）
⑥-17	事実の確認の要素	（赤枠の位置を修正）	⑥-17	事実の確認の要素	
1 人 (A) ① 不安全行動 ② 心理・生理 ③ 技能・資格、知識 ④ 身体的要因 ⑤ 危険意識 ⑥ 作業の実施 ⑦ その他 2 設備 (B) ① 機械・機器・工具 ② 保護具・安全装置 ③ 材料・荷 ④ 点検・是正 ⑤ 設計・機能 ⑥ その他 3 作業 (C) ① 作業条件・姿勢 ② 職場環境 ③ 気象 ④ 服装・履物 ⑤ 連絡・調整 ⑥ その他 4 管理 (D) ① 組織体制 ② 規則・規定 ③ 教育訓練 ④ 作業計画・作業手順 ⑤ 監視・確認・変更 ⑥ その他 発生日時 場所 作業方法 作業員 どのようにして どうなった 災害発生経緯 災害			1 人 (A) ① 不安全行動 ② 心理・生理 ③ 技能・資格、知識 ④ 身体的要因 ⑤ 危険意識 ⑥ 作業の実施 ⑦ その他 2 設備 (B) ① 機械・機器・工具 ② 保護具・安全装置 ③ 材料・荷 ④ 点検・是正 ⑤ 設計・機能 ⑥ その他 3 作業 (C) ① 作業条件・姿勢 ② 職場環境 ③ 気象 ④ 服装・履物 ⑤ 連絡・調整 ⑥ その他 4 管理 (D) ① 組織体制 ② 規則・規定 ③ 教育訓練 ④ 作業計画・作業手順 ⑤ 監視・確認・変更 ⑥ その他 発生日時 場所 作業方法 作業員 どのようにして どうなった 災害発生経緯 災害		
⑥-17	下から 6 行目	人的欠陥、設備的欠陥、作業的欠陥、管理的欠陥を洗い出し、4つの欠陥の関わりと、問題点のうち、災害の中心となった「災害の可能性の度合」「災害の重篤度」から元請又は下請業者別に根本的問題点を決定する。	⑥-17	下から 7 行目	人的要因、設備的要因、作業的要因、管理的要因を洗い出し、4つの要因の欠陥の関わりと問題点のうち、災害の中心となった「災害発生の可能性の度合（問題点の影響の大小）」「災害の重篤度（問題点の過失の大小）」から元請又は協力会社別に根本的問題点を決定する。

新版 3 版（令和 4 年 5 月 31 日）			新版 改訂初版（令和 6 年 1 月 9 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
⑥-17	下から 2 行目	対策は必要性・具体性・実行可能なものとし、はじめに当災害の防止対策を立て、続いて同種（類似）災害防止のための対策も併せて決定する。	⑥-17	下から 2 行目	対策は必要性・具体性・実行可能なものとし、はじめに当災害の防止対策（同種災害の防止）を立て、続いて同種（類似）災害防止のための対策も併せて決定する。
⑥-19	下から 13 行目	次に打ち出された対策は、そのまま実施に移されるのではなく、右頁の「対策実施上の評価」が必要である。これらの評価が行われないと、言葉や表現上は立派な対策も、作業所では具体化できずにムダに終わってしまう場合も少なくない。 （右記下線部を追加）	⑥-19	下から 13 行目	次に打ち出された対策は、そのまま実施に移されるのではなく、右頁の「対策実施上の評価」（4項目）が必要である。これらの評価が行われないと、言葉や表現上は立派な対策も、作業所では具体化できずにムダに終わってしまう場合も少なくない。
⑥-24	災害事例研究の手順図（例）	（赤枠を修正）	⑥-24	災害事例研究の手順図（例）	
⑥-26	上から 2 行目	平成 年 月 日	⑥-26	上から 2 行目	令和 年 月 日
⑥-26	組織図 （監督者と被災者の関係を明記する）	（赤枠を修正）	⑥-26	組織図 （監督者と被災者の関係を明記する）	

